

はり師、きゅう師養成施設自己点検票

平成29年4月1日施行
改正規則等対応

令和 7 年 5 月 7 日 実施

養成施設名 日本総合医療専門学校
所在地 東京都荒川区荒川1-41-10

学科名及び課程名 鍼灸学科 医療専門課程
修業年限及び定員 3 年 60 名

作成者: 役職名 事務長 氏名 工藤 雄大

調 査 事 項	判定	関係法令等	備考
1 学則に関する事項			
(1) 次に掲げる事項が、必ず学則に規定されているか ① 養成施設の名称 ② 位置 ③ 教育課程(昼間又は夜間の別及び認定規則別表第1の教育内容ごとの単位数並びに時間数) ④ 養成施設の種類及び教育課程ごとの1学年の定員、修業年限及び学級数 ⑤ 養成施設の休日及び年間必要授業日数 ⑥ 教職員の職名及び定員並びに専任教員の定員 ⑦ 入学資格、入学者の選考の方法、入学手続 ⑧ 進級、卒業、退学及び除籍の基準 ⑨ 生徒納付金の種類及び金額並びに定められた納付金以外には徴収しない旨の規定	適 ☒ 否 ☐	指導要領5	
2 教員等に関する事項			
(1) 養成施設の長は他に常勤の職を有していないか (専ら養成施設の管理の任に当たることができる者であるか)	適 ☒ 否 ☐	認定規則第2条第4号、指導要領6(1)	
(2) 認定規則別表第一科目の欄に掲げる教育内容を教授するのに適当な数の教員を有しているか	適 ☒ 否 ☐	認定規則第2条第5号	
(3) 教員(専任又は兼任に限らず)は、認定規則別表第二の上欄に掲げる教育内容について、それぞれ同表の下欄に掲げる者であるか		認定規則第2条第6号	
【基礎分野】			
認定規則別表第二基礎分野の項に規定する『教授するのに適当と認められる者』とは、次のいずれかに該当する者等であるか ① 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(助教については、3年以上の勤務経験を有する者) ② 担当科目について、教育職員免許法第4条に規定する高等学校教員の相当教科の免許状を有する者	適 ☒ 否 ☐	指導要領6(2) 指導要領6(2)ア 指導要領6(2)イ	
【専門基礎分野】			
① 医師	適 ☒ 否 ☐	認定規則「別表第二」	
② 教育職員免許法施行規則第63条に規定する特別支援学校の療養の教科の普通免許状又は同令第65条の5に規定する特別支援学校の療養の教科の特別免許状を有する者	適 ☒ 否 ☐	認定規則「別表第二」	
③ 厚生労働大臣の指定した「あはき」教員養成機関を卒業した者	適 ☒ 否 ☐	認定規則「別表第二」	
④ 認定規則別表第二専門基礎分野の項に規定する『これと同等以上の知識及び経験を有する者』とは、次のいずれかに該当する者等であるか ア 歯科医師(臨床医学以外の教育内容を教授する場合に限る) イ 担当科目を含む分野を専攻する大学院修士課程又は博士課程を修了した者 ウ 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(助教については、3年以上の勤務経験を有する者) エ 改正規則(平成元年)による改正前の「あはき」教員養成機関卒業業者又は「はき」教員養成機関卒業業者で、改正規則施行の際、現に養成施設において教員として勤務していた者 オ 改正規則(平成元年)による改正前の認定規則別表第三「解剖学 生理学 衛生学(消毒法を含む) 診察概論 臨床各論」の項第3号に該当する者(改正規則施行の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る) カ 理学療法士及び作業療法士(リハビリテーション医学に限る)	適 ☒ 否 ☐	指導要領6(3) 指導要領6(3)ア 指導要領6(3)イ 指導要領6(3)ウ 指導要領6(3)エ 指導要領6(3)オ 指導要領6(3)カ	
【専門分野】			
① 医師	適 ☒ 否 ☐	認定規則「別表第二」	
② 特別支援学校の療養科の教員免許状を有する者	適 ☒ 否 ☐	認定規則「別表第二」	
③ 厚生労働大臣の指定した「あはき」教員養成機関を卒業した者	適 ☒ 否 ☐	認定規則「別表第二」	
④ 教育職員免許法施行規則第63条に規定する特別支援学校の療養の教科の臨時免許状を有する者	適 ☒ 否 ☐	認定規則「別表第二」	
⑤ 認定規則別表第二専門分野の項に規定する『これと同等以上の知識及び経験を有する者』とは、次のいずれかに該当する者等であるか ア 担当科目を含む分野を専攻する大学院修士課程又は博士課程を修了した者 イ 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(助手については、3年以上の勤務経験を有する者) ウ 改正規則(平成元年)による改正前の規則別表第三に規定する「はり」教員又は「きゅう」教員(改正規則施行の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る)	適 ☒ 否 ☐	指導要領6(4) 指導要領6(4)ア 指導要領6(4)イ	

はり師、きゅう師養成施設自己点検票

平成29年4月1日施行
改正規則等対応

令和 7 年 5 月 7 日 実施

養成施設名 日本総合医療専門学校

学科名及び課程名

鍼灸学科 医療専門 課程

所在地 東京都荒川区荒川1-41-10

修業年限及び定員

3 年 60 名

作成者:	役職名 事務長	氏 名	工藤 雄大
------	---------	-----	-------

調 査 事 項	判定	関係法令等	備考
(4) 専任教員は、1つの養成施設に限り専任教員となっているか なお、次に掲げる養成施設を複数設置している養成施設については、1つの養成施設とみなされ、当該施設に勤務する教員は、当該施設内の複数の養成施設の専任教員とすることができる。 ① あん摩マッサージ指圧師養成施設 ②はり師養成施設 ③きゅう師養成施設 ④あん摩マッサージ指圧師はり師養成施設 ⑤あん摩マッサージ指圧師きゅう師養成施設 ⑥はり師きゅう師養成施設 ⑦あん摩マッサージ指圧師はり師きゅう師養成施設	適切 否口	指導要領6(5)	
(5) 専任教員は、専ら前項の養成施設における養成に従事する者か	適切 否口	指導要領6(6)	
(6) 専任教員は、臨床実習施設において臨床に携わることにより、臨床能力の向上に努めているか	適切 否口	指導要領6(7)	
(7) 教員のうち6人(1学年に30人を超える定員を有する養成施設にあっては、そのを超える数が30人までを増すごとに2を加えた数)以上は、認定規則別表第二専門基礎分野の項各号に掲げる者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者である専任教員であるか	適切 否口	認定規則第2条第7号	
(8) 専任教員のうち2人は、(あはきの教育に関し)5年以上の経験を有しているか	適切 否口	指導要領6(8)	
(9) 教員1人の授業時間は1週あたり15時間を標準としているか	適切 否口	指導要領6(9)	
(10) 教員の出勤状況が確実に記録されているか	適切 否口	指導要領6(10)	
(11) はり、きゅうを行う施術所(以下「施術所」という。)、医療機関等において臨床実習を行う場合には、その進捗管理等を行うため、専任教員のうち、実習調整者を1名以上配置しているか	適切 否口	指導要領6(11)	
3 生徒に関する事項			
(1) 入学資格の審査は確実に実行されているか(卒業(見込)証明書の提出)	適切 否口	指導要領7(2)	
(2) 1学級の定員は30名以下で、学則に定められた学生の定員を遵守しているか	適切 否口	認定規則第2条第8号、指導要領7(1)、[参考]H11.1.12医事第1号通知	
(3) 入学者の選考は適正に行われているか ※複数面接、筆記試験、合格基準etc	適切 否口	指導要領7(3)	
(4) 入学時期は厳正か、また途中入学が行われていないか	適切 否口	指導要領7(4)	
(5) 転学は、認定施設の相当学年相互の間においてのみ行われているか	適切 否口	指導要領7(5)	
(6) 出席状況が確実に把握されているか	適切 否口	指導要領7(6)	
(7) 進級、卒業、成績等に関する記録が確実に保存されているか	適切 否口		
(8) 出席状況の不良な者について、進級又は卒業の措置は適切か	適切 否口	指導要領7(6)	
(9) 健康診断等保健衛生上、必要な措置がとられているか ※学校保健安全法準用	適切 否口	指導要領7(7)	
4 授業に関する事項			
(1) 教育課程は認定規則別表第一及び指導要領別添に定めるもの以上であるか	適切 否口	認定規則第2条第3号、指導要領8(1)	
(2) 単位の計算方法は適切であるか (1単位の授業時間数は、講義及び演習は15時間から30時間、実験・実習及び実技は30時間から45時間、臨床実習は45時間)	適切 否口	指導要領8(2)(3)	
(3) 単位の認定は講義等を必要時間以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認して行っているか(実際に行っている授業時間で算出)	適切 否口		
(4) 教育課程の編成に当たって、はり師きゅう師養成施設にあっては、94単位以上で、2,655時間以上の講義、実習等を行うようにしているか (これに限らず各養成施設の特色を出すための独自のカリキュラムを追加することが望ましい)	適切 否口	指導要領8(4)	
(5) 昼間課程の授業は適切に行われているか(昼間の課程においては、授業は昼間に行うこと。夜間授業は特にやむを得ないと認められる場合に限り行うこと。)	適切 否口	指導要領8(5)	
(6) 夜間課程の授業は適切に行われているか(午後6時以降1日4時間以内であること。昼間授業は実習などやむを得ないと認められる場合に限り行うこと。)	適切 否口	指導要領8(6)	該当なし
(7) 学則に定められていない臨時休校等が行われていないか	適切 否口	指導要領8(7)	
(8) 教員が欠勤した場合の措置は適切であるか(振替授業等)	適切 否口	指導要領8(8)	

はり師、きゅう師養成施設自己点検票

平成29年4月1日施行
改正規則等対応

令和 7 年 5 月 7 日 実施

養成施設名 日本総合医療専門学校

学科名及び課程名

鍼灸学科 医療専門課程

所在地 東京都荒川区荒川1-41-10

修業年限及び定員

3 年 60 名

作成者:	役職名 事務長	氏 名	工藤 雄大
------	---------	-----	-------

調 査 事 項	判定	関係法令等	備考
(9) 同時に授業を行う学生数は30人以下であるか(学校、教員の都合による合同又は合併授業が行われていないか)	適 当 否□		
(10) 他施設における履修(※)を基礎分野の科目の履修に替える場合において、次の要件を満たしているか ※ 通信教育等	適□ 否 当		
① 本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価しているか	適□ 否□	指導要領8(9)	該当なし
② 養成施設における教育内容に相当するものと認められるか	適□ 否□		
③ 7単位を超えない範囲か	適□ 否□		
5 実習に関する事項			
(1) 臨床実習施設として、附属の臨床実習施設又は施術所を確保しているか。 また、必要に応じ医療機関等の実習施設を確保しているか(附属の臨床実習施設とは、敷地内等に教育目的で設置した施術所で、教員が直接指導に当たり実習を行う施設)	適 当 否□	指定規則第2条第15号、指導要領9(1)(2)	
(2) 臨床実習について適当な実習指導者の指導が行われているか	適 当 否□	指定規則第2条第15号	
(3) 実習施設として利用する施設は、実習用設備として必要なものを有しているか	適 当 否□	指定規則第2条第16号	
(4) 医療機関等における臨床実習は1単位を超えない範囲での見学実習であるか (医療機関等とは、病院、診療所、スポーツ施設及び介護施設等)	適 当 否□	指導要領9(3)	
(5) 施術所は、次の要件を満たしているか	適 当 否□		
① 臨床実習における到達目標が設定されており、これに沿って実習が実施できること	適 当 否□		
② 施術所は、5年以上の開業実績があること	適 当 否□		
③ 教員の資格を有するはり師、きゅう師、又は5年以上実務に従事した後に厚生労働省の定める基準に合った臨床実習指導者講習会を修了したはり師、きゅう師である臨床実習指導者を配置していること	適 当 否□	指導要領9(4)	
④ 過去1年間の施術日の平均受診者数が5名以上であること	適□ 否 当		
⑤ 臨床実習の実施に関し必要な施設及び設備を利用することができること	適 当 否□		
⑥ 施術所の開設者は、過去も含め療養費申請資格停止等の行政処分を受けていないこと	適 当 否□		
⑦ 臨床実習を行うに当たり、患者に対して臨床実習を行うことを文書により同意を得ること	適 当 否□		
6 校舎に関する事項			
(1) 適正な数の普通教室を有しているか(同時に授業を行う学級の数以上)	適 当 否□	認定規則第2条第9号	
(2) 図書室を有しているか	適 当 否□	指導要領10(1)	
(3) 実習室を有し、ロッカールーム又は更衣室及び消毒設備並びに水道設備、給湯設備が整備されているか	適 当 否□	認定規則第2条第10号、同条第12号、指導要領10(2)	
(4) 各教室の面積は適正か(普通教室1.65㎡以上/人、実習室2.1㎡以上/人)	適 当 否□	認定規則第2条第11号	
(5) 校舎は確実に使用できる権利が確保されているか (原則として設置者所有、確実かつ長期の賃貸借契約)	所有 当 賃貸□ 適 当 否□	指導要領10(3)	
(6) 校舎は他の目的に併用されていないか	併用 有□ 無 当	指導要領10(4)	
(7) 事務室、消毒・手洗設備その他必要な施設を有しているか(配置構造)	適 当 否□	認定規則第2条第13号	
7 財政に関する事項			
(1) 養成施設の運営は適正であるか(管理運営、財政上の健全性)	適 当 否□	認定規則第2条第18号、指導要領11(1)	
(2) 養成施設の経理は明確に区分されているか(養成施設以外)	適 当 否□	指導要領11(2)	
(3) 入学科、授業料等は適当な額であり、学則で定めた以外の生徒納付金は一切徴収していないか	適 当 否□	指導要領11(3)	

はり師、きゅう師養成施設自己点検票

平成29年4月1日施行
改正規則等対応

令和 7 年 5 月 7 日 実施

養成施設名 日本総合医療専門学校

学科名及び課程名

鍼灸学科 医療専門 課程

所在地 東京都荒川区荒川1-41-10

修業年限及び定員

3 年 60 名

作成者:	役職名 事務長	氏 名	工藤 雄大
------	---------	-----	-------

調 査 事 項	判定	関係法令等	備考
8 事務に関する事項			
(1) 各帳簿類は適正に管理されているか 次に掲げる表簿が備えられ、学籍簿は20年間、その他は5年間保存されているか	適 ☒ 否 ☐	指導要領12(1)～(7)	
① 学則 ☐ 日課表 ☐ 学校日誌 ☐ ② 職員名簿 ☐ 履歴書 ☐ 出勤簿 ☐ ③ 学籍簿 ☐ 出席簿 ☐ 健康診断に関する表簿 ☐ ④ 入学者選考表簿 ☐ 在校者成績考査表簿 ☐ ⑤ 資産原簿 ☐ 出納簿 ☐ 予算決算に関する表簿 ☐ ⑥ 器械器具・標本・模型・図書その他の備品目録 ☐ ⑦ 往復文書処理簿 ☐			
(2) 専任の事務職員は配置されているか	適 ☒ 否 ☐	認定規則第2条第17号	
9 器械器具（指導要領別表）			
別紙	適 ☒ 否 ☐	認定規則第2条第14号、指導要領10(5)別表	
10 模型及び標本（指導要領別表）			
別紙	適 ☒ 否 ☐	認定規則第2条第14号、指導要領10(5)別表	
11 図書			
(1) 教育上必要な専門図書（電子書籍を含む1,000冊以上）	適 ☒ 否 ☐	認定規則第2条第14号、指導要領10(5)別表	
(2) 学術雑誌（電子書籍を含む20種類以上）	適 ☒ 否 ☐		
12 その他の備品			
机及び椅子（同時に授業を受ける生徒数と同数）	適 ☒ 否 ☐		
実習室：ベッド及びその附属品（生徒3人につき1組以上）	適 ☒ 否 ☐	認定規則第2条第14号、指導要領別表10(5)別表	
13 その他変更申請及び届出、報告に関する事項			
(1) 変更承認申請は変更する日の6か月前までに、知事宛提出しているか	適 ☒ 否 ☐	指導要領3	
(2) 変更届は変更した日から1か月以内に、知事宛届出をしているか	適 ☒ 否 ☐	施行令第3条第2項	
(3) 毎学年度開始後2か月以内に報告する年次報告は、遅滞なく報告しているか	適 ☒ 否 ☐	施行令第4条第1項	
(4) 入学料、授業料等生徒納付金を新設し又は金額を改定する場合は次の事項を記載した経理計画書を新設又は改定しようとする日の3か月前までに、知事宛提出しているか ア 新設又は改定しない場合に予想される翌年度の経理計画書 イ 新設又は改定した場合に予想される翌年度の経理計画書 ウ 新設又は改定しようとする生徒納付金名とその金額	適 ☒ 否 ☐	指導要領11(4)	

はり師
別紙

教育上必要な器械器具並びに標本及び模型(指導要領10(5))

品 名	数量	適	否
解剖学・生理学実習用機器(肺活量計、心電計、筋電計を含む。)	必要数	✓	
臨床医学実習用機器(血圧計、聴診器、神経学的検査用具、角度計、握力計、背筋力計を含む。)	必要数	✓	
顕微鏡	必要数	✓	
消毒・保管機器			
煮沸消毒器	必要数	✓	
高圧滅菌器(はり師課程のみ)	必要数	✓	
紫外線消毒器(はり師課程のみ)	必要数	✓	
皮膚温計	必要数	✓	
皮膚電気抵抗計	必要数	✓	
低周波治療器	必要数	✓	
赤外線治療器	必要数	✓	
ホットパック	必要数	✓	

品 名	数量	適	否
組織標本	必要数	✓	
経穴人形	必要数	✓	
デルマトーム人形	必要数	✓	
人体解剖模型	必要数	✓	
人体骨格模型(等身大)	必要数	✓	
関節種類模型(8種類以上)	必要数	✓	
筋模型	必要数	✓	
脊髓横断模型	必要数	✓	
脳及び神経系模型(中枢神経及び末梢神経を含むもの)	必要数	✓	
血液循環器系模型	必要数	✓	
上・下肢解剖模型	必要数	✓	
人体内臓模型	必要数	✓	
呼吸器模型	必要数	✓	
心臓解剖模型	必要数	✓	
腎臓及び泌尿器模型	必要数	✓	
触覚器模型(外皮)	必要数	✓	

品 名	数量	適	否
ベッド及びその付属品	生徒3人につき1組	✓	

(注)器械器具並びに標本及び模型については、実習用に必要な数を有すること。